

## 漏水等修繕工事（東部地域）特記仕様書

### 1 適用

本特記仕様書は、漏水等修繕工事（東部地域）（以下「本工事」という。）に適用する。

### 2 総則

2-1 本工事は、本特記仕様書によるほか、

（宇治市） 「土木工事共通仕様書（案）」（以下「宇治市共通仕様書」という。）

「土木工事施工管理基準」

「宇治市水道工事（管路）図面作成要領（案）」

「水道工事基準（案）（施工編）」

「水道工事施工管理基準（案）」

「宇治市水道工事標準図集（案）」

（近畿地方整備局） 「土木工事共通仕様書（案）」 「土木工事施工管理基準」 「土木工事請負必携」

（京都府） 「土木工事共通仕様書（案）」（以下「京都府共通仕様書」という。）  
「土木工事施工管理基準」 「土木工事請負必携」

（日本水道協会） 「水道工事標準仕様書（土木工事編）」

に基づき施工すること。

2-2 ダクタイル鋳鉄管の仕様と注意事項

本工事の配管に用いるダクタイル鋳鉄管は、すべて内面エポキシ樹脂粉体塗装

（JWWA G 112）とすること。また、これに伴い、給水管布設時にエポキシ樹脂粉体塗装管を穿孔する際は、エポキシ樹脂粉体塗装管専用刃を使用すること。

2-3 既設管接続工

既設管との接続において、K形押輪を使用する場合は、3DKNの離脱防止抵抗力を有するものとする。

2-4 本工事で使用する宇治市水道工事標準図集（案）

本工事における本管土工、給水管土工、給水管布設、仕切弁・消火栓ボックス据付等の施工については、標準図を基に施工するものとし、施工計画書に具体的な数値を記載するものとする。標準図により難しい場合は、監督職員と協議のうえその指示によるものとする。

なお、仮設標準図については、本工事が任意仮設であるため、標準工法を示した参考図である。

また標準図に記載されている材料等はあくまでも標準を示したものであり別途、設計図書等で規格、寸法等が定められている場合はそれらを優先するものとする。

- 2-5 本工事は、契約書第1条3項に規定する契約単価をもって履行するものとするが、契約単価に明示されていないものについては、監督職員と協議のうえ定めるものとする。ただし、軽微なものについては、受注者は監督職員の指示に従うものとする。  
なお、工事に通常必要と考えられる関係機関との協議・地元との調整、材料、消耗品費等および、竣工に伴う書類作成費用は本契約単価に含まれている。
- 2-6 共同企業体協定書に定めた代表者の中から、漏水修繕工事請負共同企業体責任者（以下「企業体責任者」という。）を定めるものとし、企業体責任者の責務は別途「漏水修繕工事請負共同企業体責任者に関する要領」に定める通りとする。  
なお、企業体責任者を変更する場合は、発注者に通知しなければならない。
- 2-7 企業体各構成員は、現場代理人と主任技術者を定め、企業体責任者を通じて発注者に通知しなければならない。
- 2-8 本工事における監督職員の権限は、契約書第7条2項に規定する事項である。

### 3 工事概要

#### 3-1 工事箇所および範囲

- 1. 市内一円を東部地域と西部地域に分ける。（別紙 漏水等修繕工事位置図参照）
- 2. 地域境界線が道路上にあって、その道路上での配水本管工事やその道路に隣接した家屋の給水管一次側工事については、東部地域の受注者が対応するものとする。
- 3. 地域境界線が河川、水路上にあって、その河川、水路に架かる水管橋や給、配水管伏施越し等の工事については、東部地域の受注者が対応にあたるものとする。
- 4. 特に緊急時において、発注者が指示する場合はこの限りではない。

#### 3-2 工事体制

受注者は、漏水受付センターや発注者、水道需要家等より漏水発生の連絡を受けた場合、昼夜を問わず常時緊急対応が可能な体制を整えなければならない。

#### 3-3 工事期間および工事時間

- 1. 工事の発注日は、漏水受付センターが通報を受理し指示した日とする。
- 2. 工事期間は、緊急を要さない場合やその他延期する理由がない限り、工事発注日から3日以内を原則とする。ただし監督職員から指示があった場合はこの限りではない。
- 3. 道路上での工事時間は9時から17時を基本とするが、極めて緊急を要する場合はこの限りではない。

#### 3-4 工事の着手

- 1. 受注者は、工事が発注された場合は、直ちに現地調査を行うとともに、必要な措置および対応を行わなければならない。
- 2. 発注者や水道需要家等から漏水等の通報が直接受注者にあつた場合は、漏水受付セン

ターに連絡、「修繕受付・指示書（工事受付番号）」を取得すると共に、適切に対応しなければならない。

3. 受注者は、工事着手前には必ず漏水受付センターから送付された通報受付報告（通報）に必要事項を記入のうえ、ファックスにより監督職員に伝達しなければならない。

### 3-5 工事の説明

1. 受注者は、工事着手にあたっては水道需要家ならびに周辺の住民に対し工事の説明を行い、十分な理解と協力を得た上で施工しなければならない。
2. 発注者と水道需要家に条件がある場合には、受注者は発注者の指示に従わなければならない。

### 3-6 工事内容

#### 1. 給水管工事

配水管分岐（分水栓サドル等）から量水器までの1次側給水管工事と、原則として量水器に接続されている2次側鉛管の改良工事。

#### 2. 量水器周りの工事

止水栓や量水器の一次側および二次側パッキンの取替え工事。

#### 3. 配水管工事

口径 40mm 以上の配水管や弁栓類と、口径 25mm 以下の給水補助管や栓類の工事。

ただし、給水補助管の工事については発注者と協議すること。

#### 4. 発注者が指示するその他の工事

弁栓ボックスの調整工事など。

ただし、緊急を要しないと監督職員が判断した場合は、道路使用許可申請等、必要な各種書類提出のための期間を要するので、施工日については監督職員の指示に従うものとする。

#### 5. 仮修繕工事

私道や通行止めを行うにあたり、地元と日程等の調整が必要な箇所については、一時的な仮修繕工事となることがある。このため、本修繕の着手にあたっては監督職員の指示に従うものとする。

## 4 個人情報保護

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料などは、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報が漏洩した際は、受注者が責任を持って対処すること。

## 5 外壁・側溝等の現況写真

着手にあたっては、事前に家屋の外壁・外構・側溝などの現況を写真などにより記録し提

出すること。

#### 6 用地境界杭、境界プレート等について

用地境界杭、プレート、ピンなどが施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合、事前に測量し、監督職員の確認を受けること。また、工事完了時にそれらの復元を行い、監督職員の確認を受けること。

#### 7 街区基準点について

街区基準点の取り扱いについては、監督職員と協議のうえ、事前測量および復元を行うこと。

#### 8 指名停止要領 9 条の遵守について

受注者は、宇治市が指名停止措置を行っている第三者に対して、宇治市の契約についての全部若しくは一部を下請け、受託させてはならない。

#### 9 施工体系図および施工体制台帳の記載

受注者は、施工体系図に、すべての下請負業者および警備業者を必ず記載すること。

また、下請契約を締結する場合には、下請金額に関わらず、施工体制台帳にも警備業者を記載すること。

なお、施工体制台帳には監督職員が指示する書類を添付すること。

#### 10 再生資材の利用

本工事については、下表の通り再生資材を使用する。

ただし、再生資材製造工場の都合等により下表の再生資材の使用が困難な場合については、監督職員と協議のうえ新材とすることが出来る。

| 資 材 名         | 規 格       | 用 途     | 備 考    |
|---------------|-----------|---------|--------|
| 再生クラッシャーラン    | R C-30    | 埋戻材・路盤材 |        |
| 再生粒度調整碎石      | R M-30    | 路盤材     | 舗装仮復旧工 |
| 再生加熱アスファルト混合物 | 再生密粒度アスコン | 表層      | 舗装仮復旧工 |
| 再生加熱アスファルト混合物 | 再生粗粒度アスコン | 基層      | 舗装仮復旧工 |

なお、再生資材を使用する場合は、以下により品質管理が適正であるか確認のうえ使用すること。

- 1) 上表再生資材を路盤材、補足材又は舗装材として使用する場合は「舗装再生便覧」によるものとする。
- 2) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

## 11 アスファルト混合物事前審査制度について

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを提出することによって、アスファルト混合物およびアスファルト混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出および配合設計書、基準密度、試験練りを省略することが出来るものとする。また、監督職員の指示があった場合は、土木工事施工管理基準「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理による試験結果一覧表を提出するものとする。

## 12 残土処理および廃棄物処理計画書・報告書の作成

受注者は、「残土処理計画書（報告書）」・「廃棄物処理計画書（報告書）」および添付書類を四半期毎に提出すること。

なお、添付書類については下記によるものとする。

|    | 残 土 処 理                                                   | 廃 棄 物 処 理                                                                                                        |
|----|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画 | ○ 残土処理計画書                                                 | ○ 廃棄物処理計画書                                                                                                       |
|    | ○ 処分地の位置図および経路図                                           | ○ 処分地の位置図および経路図                                                                                                  |
|    |                                                           | ○ 産業廃棄物処理処分業許可書の写し<br>(指定した処分地と同じであれば不要)                                                                         |
|    |                                                           | ○ 収集運搬を委託する場合<br>産業廃棄物収集運搬業許可書の写し<br>(自己運搬であれば不要)                                                                |
|    | ○ 土質調査費を設計計上している場合<br>土質試験結果の写し                           | ○ 産業廃棄物処理委託契約書の写し<br>自己運搬処理の場合<br>・排出事業者と処理業者の契約書の写し<br>委託運搬処理の場合<br>・排出事業者と処理業者の契約書の写し<br>・排出事業者と収集運搬業者との契約書の写し |
|    | ○ 「契約書の写し」又は「受け入れ承諾書」                                     |                                                                                                                  |
|    | ○ 仮置きする場合<br>・現場～仮置場～処分地の経路図<br>・打合簿 仮置場の住所<br>搬出車両の最大積載量 | ○ 仮置きする場合<br>・現場～仮置場～処分地の経路図<br>・打合簿 仮置場の住所<br>搬出車両の最大積載量<br>「京都府条例」「条例施行規則」の遵守                                  |
|    | ○ 処分で処分地の変更が生じた場合<br>・打合簿 処分地の名称・所在地                      | ○ 指定地処分で処分地の変更が生じた場合<br>・打合簿 処分地の名称・所在地                                                                          |
|    | ○ 再生資源利用計画書（実施書）・再                                        | ○ 再生資源利用計画書（実施書）・再生                                                                                              |

|    | 生資源利用促進計画書（実施書）                                                                                                                          | 資源利用促進計画書（実施書）                                                                                                                                                                                                                                |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 変更 | ○ 当初計画から数量のみの変更の場合<br>・ 変更計画書は不要                                                                                                         | ○ 当初計画から数量のみの変更の場合<br>・ 変更計画書は不要                                                                                                                                                                                                              |
|    | ○ 当初計画書から処分地が変更の場合<br>・ 残土処理変更計画書<br>・ 処分地の位置図および経路図<br>・ 「契約書の写し」又は「受け入れ承諾書」                                                            | ○ 処分地の変更(当初計画書からの変更)<br>・ 廃棄物処理変更計画書<br>・ 処分地の位置図および経路図<br>・ 産業廃棄物処理処分業許可書の写し<br>・ 産業廃棄物処理委託契約書の写し<br>○ 運搬方法変更(当初計画書からの変更)<br>・ 廃棄物処理変更計画書<br>・ 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し<br>・ 産業廃棄物処理委託契約書の写し                                                         |
|    | ○ 再生資源利用計画書（実施書）・再生資源利用促進計画書（実施書）は不要                                                                                                     | ○ 再生資源利用計画書（実施書）・再生資源利用促進計画書（実施書）は不要                                                                                                                                                                                                          |
| 報告 | ○ 残土処理報告書<br>○ 受入証明書（受入れた事を証明する書類）<br>※運搬チケットの写し等は不要<br>○ 再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書（EXCELデータ含む）<br>○ 写真<br>・ 運搬経路<br>・ 処分地<br>・ 仮置きがある場合は仮置場 | ○ 廃棄物処理報告書<br>○ 「運搬管理表」又は、「マニフェストの写し」<br>※マニフェスト原本は検査時に提示・マニフェストで積載重量確認が出来ない場合は伝票等<br>○ 再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書（EXCELデータ含む）<br>○ 写真<br>・ 運搬経路<br>・ 処分地<br>・ 仮置きがある場合は仮置場<br>【自己運搬処理の場合】<br>・ 産業廃棄物運搬車、業者名<br>【委託運搬処理の場合】<br>・ 産業廃棄物運搬車、業者名、許可番号 |

「土木工事共通仕様書（案）1-1-1-21建設副産物 8. 計画書及び実施書の様式及び保管」については、下記のとおり読み替えるものとする。

国土交通省ホームページ公開場所

「再生資源利用〔促進〕計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）」

（[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)）に掲載の再生資源利用〔促進〕（計画書・実施書）（EXCEL形式）を使用し、自社で工事完成后5年間保管し、計画書1部、実施書1部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するものとともに、再生資源利用促進計画書を公衆の見えやすい場所に掲示する。（建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書1部、実施書1部を提出するものとする。）

### 13 再生資源の利用および利用促進計画書（実施書）の提出

受注者は、下記の事項について所定の様式により作成し、監督職員に四半期毎に提出しなければならない。

#### 「再生資源利用計画書（実施書）」

| 作成しなければならない工事                                            | 定める内容                                                                      |
|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 次のような建設資材を搬入する建設工事<br>①土砂<br><br>②砕石<br><br>③加熱アスファルト混合物 | ① 建設資材毎の利用量<br>（新材・再生材を問わず）<br>② 利用量の内、再生資源の種類毎の利用量<br>③ その他、再生資源の利用に関する事項 |

#### 「再生資源利用促進計画書（実施書）」

| 作成しなければならない工事                                                          | 定める内容                              |
|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 次のような指定副産物を搬出する建設工事<br>①建設発生土                                          | ① 指定副産物の種類毎の搬出量                    |
| ②コンクリート塊<br>③アスファルトコンクリート塊<br>④建設発生木材<br>⑤廃プラスチック<br>⑥建設汚泥<br>⑦建設混合廃棄物 | ② 指定副産物の種類毎の再資源化施設又は他の建設工事現場等への搬出量 |

### 14 特定建設資材の分別解体

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等および再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化などについては、以下の積算条件を設定している。

# ①分別解体等の方法

|                  |         |                                                                          |                                                                                 |
|------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 工程ごとの作業内容および解体方法 | 工程      | 作業内容                                                                     | 分別解体の方法                                                                         |
|                  | ①仮設     | 仮設工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用            |
|                  | ②土工     | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無         | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                  | ③基礎     | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無         | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用            |
|                  | ④本体構造   | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無         | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用            |
|                  | ⑤本体付属品  | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無         | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用            |
|                  | ⑥その他（ ） | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無         | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用            |

## 15 建設副産物の搬出

- 本工事の施工により発生するアスファルト殻、コンクリート殻、廃プラスチックなどは「廃棄物の処理および清掃に関する法律」（廃棄物処理法）の許可を受けた「再資源化施設」「中間処理場」「最終処分場」などに搬出する事とし、その際、必ず積載量を測定し、その資料（計量伝票等）を提出すること。  
ただし、宇治市が指名停止措置などを行っている受入場所には搬出しないこと。  
また、やむを得ない事情により、下記により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によるものとする。

## 2. 再資源化等を有する施設の名称および所在地

| 建設副産物   | 受入場所     | 受入期間および<br>受入時間                        | その他<br>受入条件                    | 距離     |
|---------|----------|----------------------------------------|--------------------------------|--------|
| アスファルト塊 | (株)藤田産業  | 日曜日を除く<br>8:00～16:30                   | 最大寸法<br>1辺が100cm未満             | 3.1Km  |
| アスファルト塊 | (株)玉井道路  | 日曜日、祝日を除く<br>22:00～4:00                | 最大寸法<br>50cm×50cm以下            | 3.8Km  |
| コンクリート塊 | (株)三幸産業  | 日曜日、祝日を除く<br>7:30～16:30                |                                | 11.5Km |
| コンクリート塊 | (株)丹羽由碎石 | 日曜日、祝日を除く<br>7:30～16:30<br>夜間受入は要事前協議。 | アスガラ、コンガラは<br>30×30×30cm以下に限る。 | 10.2km |
| 汚泥      | 京都コン砕(株) | 日曜日、祝日を除く<br>8:00～17:00                |                                | 12.4Km |
| 汚泥      | 藤田産業(株)  | 日曜日を除く<br>8:00～16:30                   | 夜間受入は要事前協議。                    | 3.1Km  |

※ 上記2については、積算上の条件明示であり、再資源化施設等を指定するものではない。  
 なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

### 3. 石綿セメント管については指定処分とする。

| 建設副産物       | 事業所および<br>連絡先                    | 受入期間および<br>受入時間                     | その他受入条件                       | 距離    |
|-------------|----------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|-------|
| 石綿セメント<br>管 | (財)宇治廃棄物<br>処理公社<br>0774-21-2807 | 土曜日、日曜日を除いた月1回程度(不定期)<br>9:00～16:00 | 事前協議が必要。<br>搬入経路、搬入日について指定あり。 | 6.8km |

※1仮置きに伴う費用については設計変更の対象としない。

※2上記処分先との調整により搬出が不可能な場合は、監督職員の指示により指定処分先の変更を行うものとし、設計変更の対象としない。

### 4. 建設発生残土の搬出

本工事の施工により発生する建設発生土は適正な処分地に搬出すること。

また、処分地が指定する事前分析を行う必要がある場合は検査を実施し、その結果を監督職員に報告すること。

処分地が事前分析検査の実施を他工事と同一工事現場等の理由で不要とした場合又は事前分析検査の結果、受入不適とした場合は、取扱いを監

督職員と協議の上、その指示によるものとする。

また、受注者は建設発生土の搬出先に対して、入札前に受け入れ条件を十分確認するものとする。

なお、一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社において受入れが可能となった場合には、処分先を一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社に変更するものとする。これに伴う残土処分費（運搬費含む）及び土壌調査費については設計変更の対象とする。

| 建設副産物 | 事業所名および<br>連絡先          | 受入期間および<br>受入時間         | その他受入条件                          | 距離    |
|-------|-------------------------|-------------------------|----------------------------------|-------|
| 建設発生土 | 坂本工建(株)<br>0774-55-9094 | 日曜日、祝日を除く<br>7:00～17:00 | 4 t 車以下に限る。<br>質が悪すぎると追加料金の発生あり。 | 5.4km |

※ 上記については積算上の条件明示であり、処分地を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

※ 仮置きに伴う費用については設計変更の対象としない。

#### 16 産業廃棄物の仮置き

産業廃棄物を仮置きする場合は、「京都府条例」・「条例施工規則」を遵守しなければならない。

#### 17 産業廃棄物税

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

#### 18 材料確認

受注者は、工事に使用する材料は、監督職員の確認を受けなければならない。

材料確認は「材料確認書」（様式15-1）によるものとする。

また、「材料確認書」には、確認内容が把握できる写真などを添付すること。

ただし、材料確認の実施時期および実施材料は監督職員が定めるものとする。

## 19 工事材料の品質

1. 工事材料の規格については別紙「工事材料仕様書」のとおりとする。工事材料の品質については、J I S規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するもの、ならびに日本水道協会規格に適合したものとする。  
また、給水装置の構造および材質は、給水装置の構造および材質の基準に関する省令に規定する基準に適合したものとし、平成15年4月1日から施行される鉛の新基準（厚生労働省令第139号 平成14年10月29日付）に適合した認証品で、かつそれを確認できるものでなければならない。
2. 受注者は、工事材料の品質に関し施工計画書で作成したもの以外で、工事に使用もしくは調達する材料の品質を証明する資料について発注者から請求があった場合は、直ちに提出しなければならない。

## 20 段階確認・立会確認

受注者は、下表の工種および監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認（立会確認）を受けなければならない。

段階確認は「段階確認書」（様式16-1），立会確認は「立会確認書」（様式17-1）によるものとする。

また、「段階確認書」および「立会確認書」には確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、段階確認・立会確認の実施時期および実施箇所は監督職員が定めるものとする。

### 段階確認

| 種 別             | 細 別                | 摘 要                               |
|-----------------|--------------------|-----------------------------------|
| 水圧試験および<br>設置状況 | 不断水弁 φ○○           | DIP 1.0MPa5分間<br>ACP 常圧+0.2MPa5分間 |
|                 | 不断水割T字管<br>φ○○×φ○○ | DIP1.0MPa5分間<br>ACP 常圧+0.2MPa5分間  |
|                 | PE φ○○             | 「水道配水用ポリエチレン特記仕様書」参照              |

### 立会確認

| 項 目                | 摘 要 |
|--------------------|-----|
| 残土および廃棄物の仮置場状況（※1） |     |
| 石綿セメント管撤去状況        |     |

※1 残土および廃棄物を仮置きしない場合は、立会は不要

## 21 部分使用

受注者は、引渡し前においても工事完了後、給・配水管にあつては通水が開始された以降は部分使用を認めなければならない。

## 22 文化財の保護

遺跡等の文化財がある区域での施工に当たっては、監督職員および埋設文化財調査職員と十分打合せを行い、文化財の保護に努めるものとする。

## 23 施工機械の指定

本工事で使用する建設機械は次の規格によるものとする。

1. 小型バックホウ 排出対策型・クローラ型山積0.13m<sup>3</sup>（平積0.1m<sup>3</sup>）
2. ダンプトラック 2t積

## 24 低騒音型・超低騒音型の使用

本工事の施工にあたっては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成9年度建設省告示第1536号）に基づき低騒音型建設機械の使用は考えていないが、現場条件により低騒音型建設機械を使用しなければならない場合は、監督職員と協議するものとし、低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合（受注者の都合で調達できない場合は認めない）は、必要書類を監督職員に提出するものとする。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97ラベル」に貼り替えを行うこと。

## 25 舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処置及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。

## 26 緊急使用機器や工事材料の調達

受注者は、緊急時に対応するため、次の工事資機材、車輛や工事材料を常時、即時に調達しなければならない。

1. 舗装版切断機・小型バックホウ（0.13 m<sup>3</sup>）2 台・ダンプトラック（2t）2 台・作業車 2 台・管路探知器・ボックスロケーター・圧着機等工作機・照明装置・水中ポンプ・管切断機・矢板・保安用品・その他発注者が指示するもの。
2. φ300mm 以下の給・配水管材料や補修部材、弁栓ボックス材等。  
なお、発注者が用意した材料を使用した場合は、すみやかに返却すること。

## 27 地下埋設物の事故防止

受注者は、施工にあたって予想される地下埋設物について、各埋設物の管理者と現地立会の上、当該埋設物の位置・深さを確認し、保安対策について十分打ち合わせを行い、事故防止に努めなければならない。

## 28 架空線の事故防止

受注者は、架空線（配電線・送電線等）下付近で作業する場合、労働安全衛生法等により（感電事故防止について）事前に当該事業者と協議し必要な保安措置を行わなければならない。また施設・設備に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

## 29 環境等の保全

受注者は、下記項目の環境保全に努めなければならない。

1. 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
2. 工事用水および工事中に発生する湧水等をポンプ排水により既設側溝や排水路に放流する場合は、土砂流出防止対策を行うものとし、濁水を直接放流させてはならない。
3. 受注者は、工事の施工にあたって仮設トイレを設置するよう努めなければならない。設置出来ない場合は代替となる方法を講じなければならない。なお、施工計画書に明記すること。
4. 地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整のうえ、工事を実施すること。

## 30 交通安全対策

1. 現地調査および施工にあたっては、必要な器具・道路標識・工事看板その他の設備を整えた後、着手しなければならない。
2. 交通状況に対応した安全対策として、交通誘導警備員および交通標識の配置など、事故防止に万全を期さなければならない。

3. 夜間工事においては投光器等の照明設備および電光の交通標識を必ず工事場所・通行場所などに設置しなければならない。
4. 積載重量制限を超えて工事用資機材、土砂等を積み込まず、また、積み込ませてはならない。

### 31 交通誘導警備員

本工事における交通誘導警備員は、各工事箇所の現場条件や交通状況に対応する必要がある、事故防止に万全を期した配置状況としなければならない。

また、監督職員による配置箇所の指示があった場合には、受注者はその指示に従わなければならない。

### 32 安全施設類の設置

標識類、防護柵等の安全施設類については、各工事箇所の現場条件や交通状況現場条件に応じた設置状況としなければならない。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画（交通誘導警備員配置計画書を含む）を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は各工事中の安全施設类等の設置および交通誘導警備員の配置状況が判明できるように写真等を提出しなければならない。

### 33 安全に関する研修・訓練等の実施

受注者は、土木工事共通仕様書（案）の第34条「工事中の安全確保」の10から12に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業および労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から、以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

- 1) 建設工事の請負契約に関すること
- 2) 労働関係法令に関すること

#### 【研修の参考とする図書の例】

- ・ 工事請負単価契約書（第26条）
- ・ 建設業法遵守ガイドライン（令和2年9月 国土交通省）
- ・ 建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月 建設省）
- ・ 新しい建設業法遵守の手引（（財）建設業適正取引推進機構）

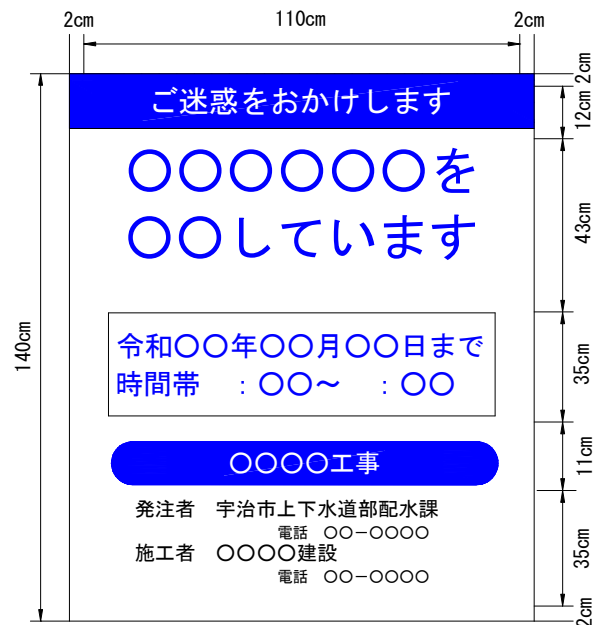
### 34 標示板の設置

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

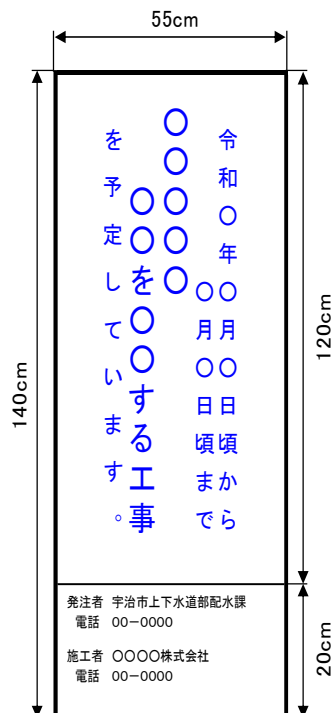
工事内容：緊急で水道管の水漏れ等を直しています。  
工事種別：水道工事

【標示板の記載例】  
[工事表示板]



|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置位置  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 工事区間の起終点に設置する。</li><li>・ 車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。</li><li>・ ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。</li></ul>                                                                                                                                                               |
| 設置期間  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                             |
| 規格色彩等 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は青地に白抜き文字とする。</li><li>・ 「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。</li><li>・ その他の文字および線は、白地に黒色とする。</li><li>・ 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする</li><li>・ 道路上に設置する場合は必要に応じて高輝反射式または同等品以上のものとする。</li><li>・ 道路上に設置する場合は必要に応じて外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。</li></ul> |

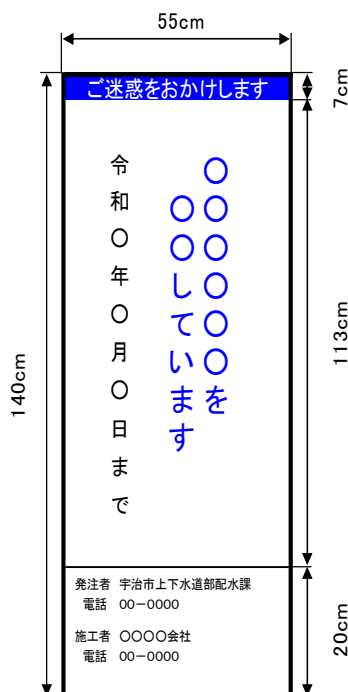
[工事情報看板]



|           |                                                                                                                                                                                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置期間      | ・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。                                                                                                                                                      |
| 設置位置      | ・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道または路肩に設置すること。                                                                                                                                      |
| 規格<br>色彩等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩は、「令和〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。</li> <li>・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。</li> <li>・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。</li> </ul> |
| 摘要        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。</li> <li>・工事開始時に速やかに撤去すること。</li> </ul>                                                                                       |

※上記表示板については、監督職員が指示した場合や、主要幹線道路などにおいて工事を行う場合に設置すること。

[工事説明看板]



|           |                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置期間      | ・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。                                                                                                                                                                                             |
| 規格<br>色彩等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青字に白抜き文字とする。</li> <li>・「〇〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については青色文字とする。</li> <li>・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。</li> <li>・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。</li> </ul> |
| 摘要        | ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。                                                                                                                                                                                                |

※工事情報看板、工事説明看板については、特に歩行者への工事情報提供を目的としており、設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断すること。

### 35 交通規制

本工事の交通規制については、各工事箇所の現場条件や交通状況に左右されるものであり、関係機関との調整のうえ、監督職員と協議しその指示によるものとする。

なお、標準的な規制方法は以下のとおりとする。

1. 車輛通行止めおよび片側交互通行区間内の作業ヤードにおいてはカラーコーン、コーンバーなどを使用し自転車・歩行者の分離を確実に行うこと。
2. 歩道通行止め区間においては、車道側に仮歩道を設け、仮歩道起終点には交通誘導警備員を配置すること。
3. 道路使用許可時間外に重機、資材、工事看板などを道路に占用しないこと。

### 36 工事の施工に伴う協議・調整

1. 工事の施工に伴う関係機関との協議ならびに地元地域との調整や工事の「お知らせビラ」の配布については、受注者が行うものとする。なお、「お知らせビラ」については、配布前に監督職員へ提出すること。また、受注者は施工区域の用地の状況を十分把握し、土地所有者との間に紛争が生じないよう努めるものとする。
2. 前項の結果により施工方法等の変更が生じた場合は監督職員の指示に従うこと。
3. 本工事において地元調整の結果、工事説明会が必要となった場合には、受注者は、監督職員と協議の上、地元に対して説明会を開催し、これに必要となる説明資料を作成しなければならない。

### 37 工事作業時間

本工事の作業時間は、下記を基本とする。

ただし、極めて緊急性を要する場合はこの限りではない。

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 工事作業時間（昼間） | 9:00～ 17:00（準備時間を含まず）  |
| 工事作業時間（夜間） | 21:00～ 翌6:00（準備時間を含まず） |

### 38 提出書類

1. 本工事における提出書類は、「土木工事関係書類（様式）」（宇治市ホームページ掲示）によるほか、下記の書類を提出するものとする。

#### 1) 修繕指示・完了報告書の提出

漏水受付センターより発行される「修繕指示・完了報告書」は、修繕工事の実施状況を発注者に報告するものであり、次の事項について十分注意し記載のうえ提出すること。

また、修繕完了後速やかに提出すること。

- ①「現場状況」「漏水原因」については修繕箇所を詳しく観察した上で記載すること。
- ②修繕後の配管状況（土被り、寄り、使用部材）について、平面図・横断面図を作成すること。特に境界からの離隔や埋設深は必ず記入すること。

2) 修繕清算書の提出

修繕精算書は、「修繕指示・完了報告書」とともに、受注者が作成し修繕完了後速やかに提出すること。

3) 工事記録写真の提出

工事記録写真は、漏水箇所の状況や修繕工事の状況などの記録を残すとともに、修繕工事完了後は不可視部分の出来形確認資料となるものである。また、修繕工事完了後は、修繕工事の指示を裏付ける資料になるとともに、検査資料、維持管理上の資料、事後問題が生じた場合の証拠資料などとして利用される事になる非常に重要な記録資料であり、修繕完了後速やかに提出すること。

以下に記録写真撮影時の項目や留意点を示す。

(修繕工事毎に提出を要する撮影項目)

| 撮影項目      | 留意点                                                                               |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 現地記録写真    | 現地調査の段階で撮影し、漏水状況がよくわかること。<br>黒板に状況説明を入れること。                                       |
| 着 工 前     | 黒板に修繕理由を明記すること。                                                                   |
| 舗装版切断工    | 黒板に切断延長や既設舗装厚を明記すること。                                                             |
| 舗装版取壊工    | 取壊やダンプへの積込み作業状況がよくわかること。<br>産業廃棄物収集の収集運搬車両が確認できること。(ダンプへの表示)                      |
| 掘 削 工     | 掘削機種、人力や掘削作業状況がよくわかること。<br>掘削面積や掘削深を明記すること。                                       |
| 漏 水 箇 所   | 漏水している箇所がよくわかること。<br>撤去した漏水箇所部材を接写などで写すこと。                                        |
| 既設分水撤去    | 既設分水の撤去箇所の状況がよくわかること。                                                             |
| 配 管 修 繕 工 | 修繕箇所の配管状況、位置（境界からの離隔など）、配管延長、埋設深などがよくわかること。<br>ポリエチレンスリーブ、年号表示テープ、電線等の設置状況がわかること。 |
| 埋 戻 し 工   | 転圧作業状況がよくわかること。                                                                   |

|           |                                                        |
|-----------|--------------------------------------------------------|
| 仮 復 旧 工   | 黒板に仮復旧厚を明記すること。                                        |
| 宅地内復旧工    | メーター周りなどの状況がわかること。                                     |
| 安 全 対 策 工 | 交通誘導警備員の人数や作業状況が確認できること<br>緊急漏水看板、保安施設などの設置状況が確認できること。 |
| 工 事 完 了   | 「着工前」写真と同じ位置から撮影すること。<br>「漏水」と「漏水受付番号」のマーキングが確認できること。  |

(その他の提出を要する撮影項目)

| 撮影項目          | 提出頻度 | 留意点と撮影内容                                            |
|---------------|------|-----------------------------------------------------|
| 残土処分状況        | 右各1部 | 1. 仮置場の状況 2. 搬送状況と積下し状況。<br>3. 最終処分地までの、搬送状況と積下し状況。 |
| 建設副産物<br>処分状況 | 右各1部 | 1. 受入先までの搬送状況と受入先での積下し状況。                           |
| 安全管理          | 月毎1部 | 1. 企業体内で安全管理に関するミーティング状況がよくわかる写真。                   |

4) 給水装置変更届の提出

給水工事を行った場合は、発注者が定める給水装置変更届を提出するものとする。

なお、給水装置変更届には、着手前、配管状況（位置、延長、埋設深など）、完成写真を添付し、提出すること。

5) 納品書・納入書等の提出

本工事で使用する下記または監督職員が指示した材料などについて、納品書・納入書の原本、若しくはその写しを提出すること。

| 資 材 名         | 規 格       | 摘 要     |
|---------------|-----------|---------|
| 山 砂           |           | 埋戻材     |
| 再生クラッシャーラン    | R C - 30  | 埋戻材・路盤材 |
| 再生粒度調整碎石      | R M - 30  | 路盤材     |
| 再生加熱アスファルト混合物 | 再生密粒度アスコン | 表層      |
| 再生加熱アスファルト混合物 | 再生粗粒度アスコン | 基層      |
| 交通誘導警備員       |           |         |

6) 建退共について

建退共については、実績の報告は求めないが、受注者は、建退共の主旨を理解し、適正な運用に努めること。

39 請負業者賠償責任保険の加入

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間（着工から目的物引渡し予定日）とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により受注者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするか、または年間に付する総括契約とするかを問わない。

40 任意仮設

本工事における仮設（土留工）は任意仮設であるが、掘削深を問わず地山の状況によっては、適宜仮設（土留工）を行うものとする。

41 民地内への立入など

本工事に関連して民地内への立入や作業が必要な場合は、必ず所有者の承諾を得なければならない。

42 給水装置工事事業者の指定

給水管の引込工事は、宇治市指定給水装置工事事業者が施工しなければならない。また給水装置工事主任技術者証の写しを提出すること。

43 施工対応

1. 現場調査

- 1) 発注者または、漏水受付センターからの通報を受けた場合は、速やかに現地調査を行い、管路探知機などの使用も含めて施工箇所の確認を行うこと。
- 2) 漏水発生箇所を黒板に明記した上、漏水状況がよくわかる写真を撮影し、工事記録写真として提出すること。
- 3) 宅地内での工事が必要となった場合は、所有者に修繕内容・施工日時・宅地内の掘削および復旧方法やまた宅地内の工作物への影響などについても説明（以下説明という。）を行い、良く理解と協力を得ること。あわせて二次側部分の工事を所有者に依頼されて請負う場合についても、説明を十分に行うこと。
- 4) 現地を調査した結果、漏水箇所が特定できず掘削位置が定まらない場合は、監督職員へ連絡し協議を行うこと。

- 5) 調査後、一旦現場を離れる場合は、通行者等へ宇治市が漏水を確認していることを啓発するため、必ず路上に「漏水」のマーキングをしておくこと。
- 6) 冬場の路上漏水で凍結の恐れがある場合、凍結防止剤などを散布するなど適切な処置を施すこと。

## 2. 断 水

- 1) 断水が必要となった場合、断水範囲が小規模（1～5 件程度）であれば受注者が慎重に断水処理（仕切弁操作）を行うものとし、断水範囲がそれ以上に広がる場合は、速やかに監督職員と協議し指示を受けること。なお、受注者が断水処理した場合は、事後であっても速やかに監督職員に報告すること。
- 2) 緊急時や二次災害防止の処置が必要な場合には、受注者が監督職員の指示により速やかかつ、慎重に断水処理（仕切弁操作）を行うものとする。
- 3) 断水となる区域については、事前に受水槽・電気温水器の設置の有無について2次側の給水調査を実施するものとする。

また、2次側に受水槽・電気温水器が設置されていた場合は、接続後の洗管作業時に各施設へ濁り水等が浸入しないよう、受水槽の場合は事前に流入弁を閉止するよう管理人に依頼するか管理人の承諾を得てから自ら閉止するなどの対策を講じ、電気温水器の場合については量水器ボックス内の止水栓を閉止するなどの対策を講じること。

なお、自ら閉止した弁栓については洗管作業終了後にただちに開放し正常に通水しているか確認するものとする。特に受水槽の弁栓の開け忘れに注意すること。

## 3. 工事着手の連絡

工事着手の前日もしくは着手する当日の午前8時半までに、漏水受付センターから送付された『通報受付速報（速報）』に施工方法に関する所定事項を記入のうえ、監督職員にファックス（Fax0774-20-8592）による工事着手の連絡を行うこと。なお、緊急で着手する場合には、着手前に監督職員に報告し、事後であっても上記のファックスを送信すること。

## 4. 安全管理

公道上での工事は、あらかじめ発注者に提出した施工計画書（安全管理）に基づき実施するとともに、道路占用許可書や道路使用許可書の許可条件を遵守すること。

## 5. 施工方法

### 1) 舗装版切断工

- ①掘削にあたっては必ず、舗装版切断機を使用しアスファルト又はコンクリート舗装を直線かつ垂直に充分切断すること。
- ②切断後は道路面を充分に水洗いし、汚れを残さないように注意すること。
- ③府道・国道・市道主要道等、舗装厚が厚い場合は、マス切りすること。
- ④夜間工事の場合は、防音装置のついた舗装版切断機を使用すること。

### 2) 掘削工

- ①機械掘削の場合、道路構造物・ブロック塀・家屋その他の構造物に被害を与えないよ

うに十分な配慮をすること。また、路面等に油等を飛散させたり、排気ガスによる庭木等の植栽枯れが生じないように適切な処置を施すこと。

- ②地下埋設物等がある場合は損傷を与えないよう十分に注意し、状況によっては適宜人力で施工すること。
- ③他の占用物が水道管と接触しているなど異常な状況を発見した場合は、後に状況がわかるよう写真撮影等の記録を行い、監督職員へ報告すること。また、他の占用物を破損した場合等については、監督職員および関係機関に通報し立会いを求め、その処置について協議すること。
- ④道路掘削時は、緊急時を除き出来る限り交通を妨げない措置を講じ、第3者車両が片側通行できるよう注意すること。
- ⑤緊急に通行制限を行う場合は、交通誘導警備員などを配置し、円滑な交通と安全の確保に万全を期し、事後であっても監督職員へ報告すること。
- ⑥軟弱地盤や漏水などにより地盤が緩んでいる箇所については、必要に応じて土留工等を使用すること。

### 3) 水替工

- ①地山掘削内は水替工を設けるなどの排水処置を行うこと。また水替工に伴う地山の弛みに注意し、配管時、溜り水などが水道管内へ流入しないよう十分注意すること。
- ②水替工の排水は、ホースを側溝・河川などの放流先まで接続し、適宜放流先にバケツやノッチタンクを設置し排出された土砂などで放流先を汚さないよう注意すること。
- ③冬季においては排水が路面に流れ凍結しないように注意すること。

### 4) 埋戻工

- ①埋戻しは再生砕石・山砂により全土入替えの施工とする。
- ②埋戻しは、「宇治市水道工事標準図集（案）」に従うものとするが、その際、管に損傷を与えたり、片押し等の偏土圧を与えたり、また空隙が生じることがないように注意し十分に突き固めること。
- ③埋戻し材は再生砕石（RC-30、RM-30）を用い、締固めは巻出し厚を20cmとし、後日沈下が生じないようにランマー・タンパなどで、入念に転圧すること。ただし、石綿管上部の埋戻しについてはこの限りではなく、水締の工法を用いるなど十分注意すること。

### 5) 残土処理工

- ①アスファルト殻、残土などは現場に仮置きせず、速やかに仮置き場まで搬出すること。
- ②残土などの運搬については、道路に土砂や水の垂れこぼしがないよう注意すること。また、搬送後、処分先でタイヤに巻込んだ土砂などによって道路を汚さないよう十分注意すること。

#### 6) 舗装仮復旧工

- ①仮復旧はいかなる理由があろうと、即日復旧を原則とする。ただし、あらかじめ協議により監督職員が了承した場合にはこの限りではないが、後日速やかに仮復旧を行うこと。
- ②仮復旧は加熱合材（再生密粒度 As）で行い、敷きならし温度は 110℃を下回らないようにすること。
- ③仮復旧厚は、「宇治市水道工事標準図集（案）」に従うものとするが、道路状況によっては監督職員が指示することがあり、その指示に従うこと。
- ④碎石舗装については、適宜補足材を足すなど不陸整正を充分に行うこと。
- ⑤仮復旧工完了後は、工事周辺の路上、側溝、宅地内などについて土砂の取りこぼしや汚れがないか確認を行い、取りこぼしや汚れがある場合は適切に処置すること。
- ⑥仮復旧完了後、その位置に『漏水』の文字と『R〇〇－〇〇〇』といったように、年度と漏水受付番号を路面にペイント表示しておくこと。
- ⑦仮復旧後、発注者が行う舗装本復旧工事までの間に路面沈下等が発生した場合は受注者の責任にて復旧にあたること。
- ⑧工事完了後、道路等汚損した場合は現況復旧するとともに、汚れは高圧洗浄機などを予め用意し清掃を行うものとする。

#### 7) 給水装置工事

- ①給水工事において、断水が数時間以上となる場合やその影響で需要者の生活に支障をきたす恐れがある場合は、給水袋などの配布処置をとること。
- ②給水管の工事は、「宇治市水道部 給水装置工事基準」を原則とする。
- ③閉栓中の場合（給水地の現況が空き地、或いは駐車場などで上水道の利用実態がない場合を含む）は、M型止水栓を砲金製プラグ（六角プラグ）にて止めるものとする。  
この場合、給水管の引込位置および量水器ボックスの設置位置は、後の土地利用に支障のないよう土地所有者と協議して決定するものとする。
- ④止水栓止管（給水管）の取扱いについては、所有者へ要否の確認を行い所有者が必要とした場合は、所定の工事を行うこと。また不要となった場合は、所有者から給水管撤去承諾書（権利を残し分水撤去する場合、権利を廃棄し分水撤去する場合）を取得し分水栓までの撤去工事を行うこと。また、合わせて、監督職員に報告すること。
- ⑤給水管の工事着手前および接続後は、必ず 2 次側の漏れがないか量水器で確認しなければならない。
- ⑥既設量水器ボックスの位置が検針の支障となるような場所にある場合は、監督職員と協議のうえ、良好な場所に移設する場合がある。
- ⑦給水工事において、1 次側と 2 次側を接続するために一旦取外した量水器を再度設

置する場合は、量水器に表示されている流水方向の矢印を十分確認したうえで水平に取付けること。

- ⑧給水工事において、配管完了後に 2 次側の散水栓などを用いて洗管作業をする場合は、無断使用の誤解を与えないよう、事前に所有者に作業の必要性を説明し使用についての承諾を得ること。

- ⑨本工事において、量水器ボックスの取替え、鉛管を塩ビ管に更新するなどの工事に付帯する土間復旧については土間がない場合を除きコンクリート金ごて仕上げ（土間の状況によってははけ引き仕上げを施す）を標準として見込んでいる。

したがってタイル、石張りなどの土間を取壊して施工する場合は事前に所有者にタイル、石張りなどでの原形復旧は不可能の旨を説明し、復旧方法、復旧範囲、復旧時期等について所有者の承諾を得るものとする。承諾が得られない場合は監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

また、コンクリート土間の場合は既設と復旧後のコンクリートでは色に若干の差異が生じる旨を説明するとともに上記と同様に復旧方法、復旧範囲、復旧時期等について所有者の承諾を得るものとする。アスファルト舗装（カラー舗装除く）の場合は同じ加熱アスファルト混合物で復旧するものとする。

既設土間と復旧土間の打ち継目については凹凸のないようカッターなどで切断した後、平滑に仕上げるものとする。

- ⑩給水工事において、宅地内に樹木などが植栽されている直近を掘削する場合は、樹木等の枯死を防止するため給水管布設位置の変更について検討を行うものとする。

（根切りにより衰弱しやすい桜などの樹木および適期以外の植替えにより枯死しやすい松などの樹木は高木、低木にかかわらず特に注意を要する。）

所有者が既設位置を希望した場合は、樹木の衰弱、枯死等のリスクおよび補償が出来ない旨を説明し、所有者の了解を得た後に施工するものとする。

給水管の迂回が不可能な場合および所有者の了解が得られない場合は監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

- ⑪給水管工事を行った場合、量水器番号を記録し修繕報告書に記入すること。

## 8) 配水管工事

- ①配水管の修繕範囲は原則として必要最小限とする。ただし、既存管の腐食・老朽化・埋設深などにより広範囲に修理が必要と判断される場合は監督職員と協議のうえ、その指示に従うこと。

- ②配水管の修繕は断水をなるべく避けて施工し、やむを得ず断水が必要な場合は、監督職員と協議のうえできるだけ短時間の断水にとどめること。

- ③鋳鉄管の切断作業においては、現道上で鋳鉄管を切断しようとする場合は、きり粉が飛散しないよう囲いを設けるなどの対策を講じること。（道路面にきり粉が付着しないよう必ず耐火性のシートを敷いたうえで切断すること）

また、歩行者、車輛などが通行している場合は、切断中に発生するきり粉が高温になり危険なため、切断作業を一時中断すること。

特に乗用車等の塗装面に付着した場合は時間の経過とともに塗装面に沈着する恐れがあるので細心の注意を払うこと。

- ④ 鋳鉄管の撤去においては、撤去した鋳鉄管を直接トラックに積み込まず一旦道路上に置く場合は、道路面に鋳鉄管の錆が付着するのを防止するため、シートを敷くなどの対策を講じること。
  - ⑤ 水道配水用ポリエチレン管の施工にあたっては、別途添付の「水道配水用ポリエチレン管特記仕様書」に準拠すること。
  - ⑥ 石綿セメント管の修繕工事を行った場合、工事後発生しやすい石綿セメント管の座屈を防止するため、管下や接続部分下には土納袋を設置すること。
- なお、撤去作業および処分方法については次項に示す。

#### 44 石綿セメント管の撤去作業および処分方法

##### 1. 石綿セメント管の撤去作業など

石綿セメント管の撤去作業などは、「労働安全衛生法」、「石綿障害予防規則」および「廃棄物の処理および清掃に関する法律」等の関係法令に基づき実施するものとする。

具体的な作業方法は、厚生労働省健康局水道課で作成された「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」（平成17年8月）によるものとする。

##### 【留意事項】

- 1) 作業前に「石綿撤去作業等計画書」を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。
- 2) 作業を実施するにあたっては、石綿作業主任者技能講習を終了した者のうちから「石綿作業主任者」を選任し、石綿作業主任者通知書を提出しなければならない。（平成18年3月までに特定化学物質等作業主任者技能講習を終了したものは石綿作業主任者となる資格を有する）。
- 3) 作業中は公衆の見やすい場所に、厚生労働省健康局水道課作成の水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き（平成17年8月）により作業に関するお知らせ看板を作成し、掲示しなければならない。
- 4) 撤去作業は、原則、継手部の取り外しとし、切断が必要な場合は、散水しながら石綿用カッター、石綿ノコギリ等の手動工具を使用するものとする。
- 5) 撤去した石綿セメント管を処分先へ搬入する際は、処分先と十分協議を行い指定された搬入経路を通行すること。
- 5) 石綿セメント管を処分先へ搬入する際は、処分先と十分協議を行い指定された搬入経路を通行すること。

##### 2. 石綿セメント管の処分・精算方法

- 1) 撤去した石綿管については湿潤状態とし、ポリエチレンスリーブで二重に梱包する。

- 2) 梱包した石綿管は仮置場などに一度保管する。
  - ・現場から仮置場までの運搬費は「②－44 石綿管運搬工」を計上する。
  - ・修繕清算書には一連の作業と現場から仮置場までの石綿管運搬工を計上して清算書を一旦作成する。
- 3) (財)宇治廃棄物処理公社の「非飛散性アスベスト廃棄物の受け入れについて」に基づき申込み・契約を行い、搬出を完了する
- 4) 搬出を完了したら、新規に「修繕清算書」に領収書と修繕指示完了報告書（双方コピー可）と現地搬入状況写真を添付する、その他の作成方法は以下のとおり。
  - ・処分費については、別途、打合簿で協議を行うものとする。
  - ・その他に立会い等や契約にかかる費用として「④－1－ヒ現地調査」と「②－44－ヒ石綿管運搬工」を計上する。

#### 45 完成検査と請負代金の支払い

完成検査は「宇治市小額契約等に係る請負工事検査要項」に基づき実施する。

請負代金の支払いは、完成検査が合格した後、所定の手続きにより発注者が指定する日に支払を行う。

#### 46 発注者以外の工事

他企業者が配水管などを破損した場合、その修繕費用は原因者負担となる。修繕工事の費用請求は直接受注者から原因者に請求するものとする。

ただし、受注者は発注者に修繕に関する届出を行うものとし、修繕前、修繕配管状況、修繕後などの状況を撮影した記録写真と所定の様式に必要事項を記入したうえ、発注者に提出すること。

## 水道配水用ポリエチレン管特記仕様書

### 1 総 則

#### 1-1 適用範囲

本仕様書は、宇治市上下水道部が発注する「漏水等修繕工事（東部地域）（以下、本工事という）」のうち水道配水用ポリエチレン管布設工における仕様書である。

なお、本仕様書に定められていないものについては、「水道工事施工管理基準（案）」（宇治市上下水道部）及び「水道配水用ポリエチレン管及び管継手 設計マニュアル及び施工マニュアル」（配水用ポリエチレンパイプシステム協会）に準拠するものとする。

#### 1-2 材料規定

管の接合方法については原則 EF 継手とする。使用する材料の仕様については、別紙の工事材料仕様書のとおりとする。

ただし、給水管の分岐材料は水道配水用ポリエチレン管サドル付分水栓（PTC\_B\_20）とする。

#### 1-3 配管技能者

配水用ポリエチレンパイプシステム協会及び製造メーカー主催による配管講習会を受講し受講証を取得した者、又は、当該工事現場において製造メーカーによる指導を受けた者（その状況を工事記録写真として撮影して提出すること。）とする。また、配管はその配管技能者が必ず施工すること。

### 2 施 工

#### 2-1 一般事項

##### (1) 布設工事の留意点

- 1) ポリエチレン管は、埋設管路に適用するものとし、露出配管等紫外線の影響を受けるような場所には適用しない。
- 2) ポリエチレン管は、静水圧が 0.75MPa 以下の環境で使用する。
- 3) 管の取り扱いにおいては、特に傷がつかないように注意し、また紫外線、火気からの保護対策を講じること。また、内外面に損傷・劣化が見られる場合は、その部分を切除して使用すること。
- 4) 水場あるいは雨天時に EF 接合する必要がある場合は、水替、雨よけ等の必要な措置を講じ、接合部の水付着を防止する。大雨時は EF 接合を中止すること。
- 5) 使用する発電機は、交流 V100 で必要な電源容量（概ね 2KVA）が確保されたものをコントローラ専用として使用すること。また、コントローラ及び専用工具の日常点検及び定期点検を日常点検チェックシートにて実施すること。（巻末参考資料「水道配水用ポリエチレン管用 EF コントローラ・専用工具点検のお願い、日常点検チェックシート」参照）

- 6) 施工にあたっては、使用する材料メーカーの施工要領などを十分熟知、活用して行い、不明な点がある場合には、直接メーカーから説明を受けた上で確実に施工しなければならない。なお、継手とコントローラのメーカーが異なる場合のEF接合は、融着接合の適合性をメーカーに確認した上で施工しなければならない。
- 7) 曲げ配管を行う場合は、下表のポリエチレン管の許容曲げ半径を越えて配管してはいけない。また、曲げ配管を行う場合においても、掘削側面から10cm以上離して配管を行わなければならない。なお、表中の数値以下の場合はベンドを使用すること。

| 曲げ配管の最小半径      単位：m |     |     |
|---------------------|-----|-----|
| 呼び径                 | 50  | 75  |
| 最小曲げ半径              | 5.0 | 7.0 |

- 8) 既設仕切弁が完全に止水できない場合、地下水位が高く湧水が処理できない場所等、やむを得ない理由がある場合は、監督職員の下承を得てから水道配水用ポリエチレン管メカニカル継手を用いて接合すること。

## (2) 管の保管

- 1) 運搬の際は慎重に取扱い、放り投げたりしないこと。
- 2) トラック運搬は、原則として長尺荷台のトラックを用い、横積みにして固定すること。
- 3) 横積みで保管する場合は、平地に積み上げ、高さを1m以下とし、崩れないように措置すること。
- 4) ポリエチレン管は熱、紫外線に非常に弱いため、40°以上となる場所には保管せず、風通しのよい場所を選ぶとともに、紫外線に当たらない場所で保管しなければならない。屋外、現場での保管は、直射日光による紫外線を避けるよう遮光シートなどによって覆うこととする。また、接着剤など有機溶剤によって変質しやすく、燃えやすい材質であるため可燃性の物と同じ場所に保管してはならない。

## 2-2 ポリエチレン管の布設方法

### (1) EF 接合（一般配管）

#### 1) 管の切断

5mm以上の斜め切れは融着不良の原因となるためこれを避け、また、熱を生じる切断機は、切断面変形の原因となるためこれを使用しない。

#### 2) 管の清掃

融着接合は熱、汚れにより接合不良となるため、ペーパータオルまたは清潔なウエスで確実にこれを取り除いてから接合を行うこと。清掃は、管端から200mm以上の範囲を管全周にわたって行う。

3) 融着面の切削

管端から測って規定の差込み長さの位置に標線をマーキングする。

次に削り残し、切削むら等の確認を容易にするため、切削面に波形線をマーキングし、スクレーパーを用いて管端から標線まで管表面を切削する。

切削が不十分な場合は、融着不良となる場合があるため、波形線のマーキングが完全に消えるまで切削する。

4) 融着面の清掃

管の切削面と受口付き直管、E F ソケット等の内面全体をエタノール又はアセトンをしみ込ませたペーパータオルを使用し、素手で清掃する。軍手、手袋等を使用しての清掃は絶対しない。

5) 標線のマーキング

切削、清掃済みの管に受口付き直管、E F ソケット等を挿入し、端面に沿って円周方向に標線をマーキングする。

6) 管と継手等の挿入及び固定

受口付き直管、E F ソケット等に管を標線まで挿入し、クランプを用いて管と受口付き直管、E F ソケット等を固定する。

この場合に叩き込み挿入や斜め挿入はしない。

7) 融着準備

受口付き直管、E F ソケット等とコントローラの適合を確認のうえ、コントローラの電源を入れる。

コントローラは、通電中に電圧降下が大きくなった場合には作動しなくなるため、電源は専用のものを使用する。

また、発電機使用による冬季の施工では、必ず暖気運転を行い使用する。

受口付き直管、E F ソケット等の端子に出力ケーブルを接続し、コントローラ付属のバーコードリーダーで継手のバーコードを読み込み、融着データを入力する。

8) 融着

コントローラのスタートボタンを押して通電を開始する。

ケーブルの脱落や電圧の降下により通電中にエラーが発生した場合には、融着不良部分を切除し、新しいE F ソケット等を用いて最初から作業をやり直す。

融着継手の施工中に何らかの影響により融着が止まった場合、同じ材料を利用してはならない。

9) 確認

受口付き直管、E F ソケット等のインジケータが左右とも隆起していることを確認する。

インジケータの隆起が確認できない場合やコントローラが正常に終了していない場合には、融着不良であり、この場合は融着不良部分を切除し、新しいE F ソケット等を用いて最初から作業をやり直す。

## 10) 冷却

コントローラの通電が終了してから、規定の冷却時間をとる。

また、通電終了時刻と通電終了時刻に所要冷却時間を加えた冷却完了時刻を継手に記入し、口径別冷却時間が下表の時刻になるまで、クランプで固定したままにし、外力を加えない。

口径別冷却時間

| 呼び径       | 50 | 75 |
|-----------|----|----|
| 所要冷却時間(分) | 5  | 10 |

## (2) メカニカル接合

メカニカル接合は、既設仕切弁が完全に止水できない場合、地下水位が高く湧水が処理できない場所等、やむを得ない理由がある場合は、監督職員の下承を得てから水道配水用ポリエチレン管メカニカル継手を用いて接合すること。

### 1) 管端の処理及び清掃

管端が直角になるように切断し、管端のバリを取り除いたうえで管端から 200 mm 程度の内外面を清潔なウエス等で油、砂等の異物や汚れを除去する。

また、管端の外周部の面取りを行うことで挿入が容易になるので、必ず行う。

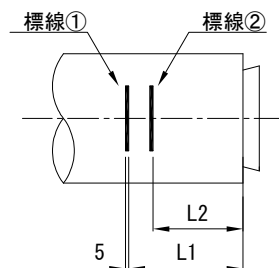
### 2) インナーコアを挿入する場合

インナーコアも同様に清潔なウエス等で付着した油、砂等の異物や汚れを除去し、挿入寸法まで管に挿入する。

インナーコアが入りにくい場合は、角材等を当ててプラスチックハンマー、木槌等で軽くたたいて管、インナーコアに傷等を付けないように挿入する。

### 3) 標線のマーキング

管体に標線をマーキングし接合作業を行う。(下表は参考挿入量である。詳細は各メーカーの取扱説明書による。)



参考挿入量

単位：mm

|  | T 形 | C 形 |
|--|-----|-----|
|--|-----|-----|

| 呼び径<br>/ | L1<br>(標準挿入量) | L2<br>(最小挿入量) | L1<br>(標準挿入量) | L2<br>(最小挿入量) |
|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 50       | 90            | 50            | 115           | 90            |
| 75       | 100           | 60            | 120           | 90            |

#### 4) 挿入

本体を指定の挿入量まで挿入する。

#### 5) 締付け

各ボルト・ナットを定められた状態になるまで締付ける。

#### 6) 浸透防止スリーブの取付け

メカニカル接合を行った場合には、水質への悪影響、又は金属の腐食を防止するため、浸透防止スリーブを取付ける。

メカニカルソケットでは、締込み時に離脱防止リングが管体に食い込み、締込む方向に管を移動（引っ張る）させるため、短管を接合する際には採寸、切断に注意が必要である。

### 2-3 分水栓付きサドルの取付け

#### (1) 分水栓付き鋳鉄（メカニカル）サドル

分水栓付き鋳鉄（メカニカル）サドル以外の分水栓付きサドルの使用を禁止する。

配管技能者の資格要件は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会及び製造メーカー主催による配管講習会を受講し受講証を取得した者、又は、当該工事現場において製造メーカーによる指導を受けた者（その状況を工事記録写真として撮影して提出すること。）とする。

また、配管はその配管技能者が必ず施工すること。

#### 1) 管の清掃

管に傷がないかを点検のうえ、管に付着している土、汚れ等を清潔なウエスで清掃する。

清掃は、サドル幅に左右 100 mm以上の範囲を管全周にわたって行う。

#### 2) サドルの取付け

サドルに土、汚れ等が付着していないことを確認し、管にサドルを取付ける。

#### 3) 穿孔

穿孔を行う場合は、手動の穿孔機を用い専用のホルゾで行う。

電動の穿孔機は、回転数が早く摩擦により管を傷めることがあるので使用しない。

給水管等で排水しながら穿孔を行う。

穿孔後は、必ず水漏れがないことを確認する。

#### 4) 浸透防止スリーブの取付け

穿孔完了後には、水質への悪影響、又は金属部分の腐食を防止するため、浸透防止スリーブ

を取付ける。

## 5 施工管理

### (1) 接合管理

水道配水用ポリエチレン管の布設工事の施工管理基準については下記によるものとする。

| 工種      | 試験項目  | 試験方法                                                | 規格値                                                | 試験基準      | 摘要                                       |
|---------|-------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------|
| 継手部接合検査 | EF 接合 | 配水用ポリエチレンパイプシステム協会の EF 接合チェックシートに基づいて必要な箇所のチェックを行う。 | 水道配水用ポリエチレン管及び管継手_施工マニュアル」(配水用ポリエチレンパイプシステム協会)による。 | 全 EF 継手箇所 | 配水用ポリエチレンパイプシステム協会の EF 接合チェックシートを提出すること。 |

EF 接合では、接合作業がコントローラにより自動化されているため、管理表としてコントローラ内に蓄積される融着履歴データの出力帳票に、以下の内容を加え、水道配水用ポリエチレン管 EF 接合チェックシートとともに提出する。

また、水道配水用ポリエチレン管 EF 接合図には、接合箇所番号を記入し、融着履歴データの累積融着番号と対比できるように整理する（巻末参考資料「水道配水用ポリエチレン管 EF 接合管理表」を参考）。

- 1 工事名
- 2 請負業者名
- 3 施工講習会受講証番号
- 4 配管工氏名

接合口番号—累積融着番号 対応表

共用コントローラの場合は、メモリ内に融着履歴データを 1,000 件記憶することができ、1,000 件を超えた場合には、最も古いデータから置換わるため、レンタル等で現場に持ち込む場合には、あらかじめ履歴データをリセットすることで、累積融着番号を 1 から開始することができる。

レンタルでコントローラを用意する場合には、融着履歴データの出力はレンタル会社返納時に提供を受けることになるが、コントローラの表示窓に融着履歴を表示することができるので、完了書類に記載する。

接合箇所番号の整理等、日々の進捗管理に利用が可能である（詳細は、取扱説明書、又はレンタル会社に確認する。）

(2) メカニカル接合（H P P メカニカルソケット）

押輪と継手本体が、メタルタッチしている状態で、標準挿入量の標線まで押輪の端面が挿入されていることを確認する（管理表の提出は不要）。

(3) 完了図

完了図の作成において、施工要領と設計図の名称、及び記号が違う場合は、水道配水用ポリエチレン管及び管継手\_設計マニュアルの名称、及び記号に統一する。また、継手、弁類の寸法等が、設計図と使用した資材メーカーとが違う場合は、使用した資材メーカーの寸法に統一する。

## 6 工事写真管理

工事写真については、「水道工事基準（案）写真管理基準」（宇治市上下水道部）及び下記の工事写真管理表によるものとする。

工事写真管理表

| 項目                    | 撮影箇所及び工種                                                              | 撮影方法等                                                                                              |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 保管                 | ◎材料搬入時に必要枚数を撮影する。<br>①管、継手の保管状況                                       | ●黒板に説明事項を記入し撮影する。                                                                                  |
| 2. 管布設及び接合<br>(1) 管布設 | ◎ポイント毎に下記事項の必要枚数を撮影する。<br>①管の布設状況<br>②浸透防止スリーブの取付け状況<br>③管の出幅、土被りの測定値 | ●黒板に撮影位置が分かるようポイント番号、詳細図番号、説明事項を記入し撮影する                                                            |
| (2) E F 接合            | ◎E F 接合箇所の全てを撮影する。<br>①E F 接合の完了後                                     | ●黒板に撮影位置が分かるようポイント番号、詳細図番号、設計時のE F 接合番号を記入し、管にE F 接合番号、配管工氏名、融着終了時間、冷却完了時間を記入し、配管工の顔が確認できるように撮影する。 |
|                       | ◎ポイント毎に下記工程の必                                                         | ●黒板に撮影位置が分かるよ                                                                                      |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                              |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 | <p>要枚数を撮影する。</p> <p>①挿し口の標線マーキング、融着面の波形線マーキングの状況</p> <p>②融着面の切削（スクレープ）完了後</p> <p>③融着面の清掃（挿口／受口）の状況</p> <p>④挿し口の標線マーキングの状況</p> <p>⑤管と継手の挿入、クランプの固定</p> <p>⑥コントローラの作動の確認、バーコード入力状況</p> <p>⑦インジケータの隆起の確認</p> <p>⑧配管工氏名、融着終了時間、冷却完了時間の確認（クランプは固定のまま）</p> <p>⑨クランプの取外し完了後</p> | <p>うポイント番号、詳細図番号、設計時のE F 接合番号を記入し、管にE F 接合番号、配管工氏名、融着終了時間、冷却完了時間を記入し、配管工の顔が確認できるように撮影する。</p> |
| (3) 切管の布設       | <p>◎ 1 箇所につき必要枚数を撮影する。</p> <p>①切管長の確認</p> <p>②挿し口の標線マーキングの状況</p> <p>③切管の布設完了後</p>                                                                                                                                                                                        | <p>●黒板にポイント番号、詳細図番号、切管寸法(φ○○×○○mm、甲、又は乙切管)、接合番号を記入し撮影する。</p>                                 |
| (4) 異形管の布設      | <p>◎ 1 箇所につき必要枚数を撮影する。</p> <p>①異形管の布設完了後</p> <p>②浸透防止スリーブの取付け完了後</p>                                                                                                                                                                                                     | <p>●黒板にポイント番号、詳細図番号、異形管名、接合番号を記入し撮影する。</p>                                                   |
| (5) メカニカル継手の取付け | <p>◎ 1 箇所につき必要枚数を撮影する。</p> <p>①インナーコアの挿入状況</p> <p>②挿入標線のマーキングとメタルタッチの状況</p> <p>③継手の取付け完了後</p>                                                                                                                                                                            | <p>●黒板にポイント番号、詳細図番号、メカニカル継手名、接合箇所を記入し、配管工の顔が確認できるように撮影する。</p>                                |

|                           |                                                                                                                                 |                                    |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
|                           | ④浸透防止スリーブの取付け完了後                                                                                                                |                                    |
| (6) 仕切弁、排水弁、消火栓、空気弁等の設置   | ◎ 1 箇所につき必要枚数を撮影する。<br>①仕切弁、排水弁、消火栓、空気弁等の設置完了後<br>②浸透防止スリーブの取付け完了後                                                              | ●黒板にポイント番号、詳細図番号、説明事項を記入し撮影する。     |
| (7) 不断水分岐割T字管の設置          | ◎ 1 箇所につき必要枚数を撮影する。<br>①不断水分岐割T字管の設置完了後<br>② 水 圧 試 験 開 始、水 圧 計 0.75MPa 以上<br>③水圧試験結果<br>④穿孔の完了後<br>⑤ポリエリレンスリーブ又は浸透防止スリーブの取付け完了後 | ●黒板にポイント番号、詳細図番号、説明事項を記入し撮影する。     |
| (9) 分水栓付き鋳鉄（メカニカル）サドルの取付け | ◎ 1 箇所につき必要枚数を撮影する。<br>①分水栓付き鋳鉄（メカニカル）サドルの取付け完了後<br>②手動穿孔機による穿孔状況<br>③浸透防止スリーブの取付け完了後                                           | ●黒板にポイント番号、詳細図番号、説明事項を記入し撮影する。     |
| 3. 水圧試験                   | ◎ 1 試験につき必要枚数を撮影する。<br>①自然水圧<br>②水圧計 0.75MPa （10 分間）                                                                            | ●黒板にポイント番号区間、詳細図番号区間、説明事項を記入し撮影する。 |

※ポイント毎とは、40m毎とする。なお、40m未満のときは1箇所とする。

## 7 その他参考資料

「水道配水用ポリエチレン管及び管継手」施工マニュアル (POLITEC)

「水道配水用ポリエチレン管及び管継手」設計マニュアル (POLITEC)

上記のマニュアルは、協会ホームページからダウンロードできます。

配水用ポリエチレンパイプシステム協会 (POLITEC)

ホームページ <http://www.politec.gr.jp/>

## 漏水等修繕工事請負共同企業体責任者に関する要領

- 第1条 本要領は、漏水等修繕工事請負共同企業体責任者（以下、「企業体責任者」という。）について定めるものである。
- 第2条 企業体責任者は、特定建設工事共同企業体協定書第6条に定めた「代表者」の中から選任し、企業体責任者通知書（様式－1）により宇治市上下水道部（以下、「発注者」という。）へ届け出なければならない。
- 第3条 企業体責任者は、年間を通じ24時間発注者ならびに漏水受付センターと連絡がとれる状態を維持しなければならない。
- 第4条 企業体責任者は、企業体責任者専用の携帯電話（以下、「専用電話」という。）を所持しなければならない。
- 第5条 企業体責任者は、漏水等修繕工事特記仕様書（以下、「特記仕様書」という。）2-8に定める現場代理人もしくは主任技術者と兼務することはできない。
- 第6条 企業体責任者は、発注者の要請や漏水受付センターから速報を受けた場合、特記仕様書の規定に基づき速やかに対応しなければならない。
- 第7条 企業体責任者は、発注者から本要領第6条の規定に関し連絡や指示があった場合速やかに状況を報告し対応しなければならない。
- 第8条 企業体責任者は、宇治市少額契約などに係る請負工事検査要項第3条2の規定により完了検査に立ち会わなければならない。
- 第9条 企業体責任者は、同要領第3条の規定にかかわらず自己の都合で発注者や漏水受付センターと連絡が取れなくなる場合は、事前に専用電話を企業体構成員に渡すなど常に発注者と連絡がとれる状態を維持しなければならない。
- 第10条 企業体責任者は、日々の対応業務を企業体責任者報告書（様式－2）に記入し完了検査時に提出しなければならない。
- 第11条 専用電話の番号が変わる場合は、あらかじめ発注者や漏水受付センターに届け出なければならない。
- 第12条 ここに定めるほか必要事項が生じた場合は、発注者と企業体責任者が協議の上定めるものとする。

### 附則

この要領は、平成18年4月1日以降に適用していくものとする。

## 參考資料

**〔水道配水用ポリエチレン管用EFコントローラ・専用工具 日常点検チェックシート〕**

点検日時          年      月      日      時

点検者名

| EFコントローラ                   | 確認項目              | 確認内容                                                                                           | 確認結果                        |                             |
|----------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
|                            | 外観確認              | コントローラ本体に破損・損傷がないか確認して下さい                                                                      |                             | <input type="checkbox"/> 良好 |
| 電源・出力ケーブルに破損・損傷がないか確認して下さい |                   |                                                                                                | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
| 付属品                        | 付属品は揃っていますか       | マルチアダプター2個1組 <input type="checkbox"/> 4.0mm用 <input type="checkbox"/> 4.7mm用                   |                             |                             |
|                            |                   | <input type="checkbox"/> バーコードリーダー<br><input type="checkbox"/> 電源変換アダプターケーブル (JWEF200N/200N-2) |                             |                             |
| 機能確認                       |                   | 出力コネクタとマルチアダプターの差込具合は良好ですか                                                                     | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            |                   | マルチアダプターに異物が混入していませんか                                                                          | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            |                   | マルチアダプターの電極端子が変形していませんか                                                                        | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            |                   | マルチアダプターの電極端子の保持力は充分ですか                                                                        | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            |                   | 電動ファンは作動していますか                                                                                 | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            |                   | バーコードリーダーは発光していますか                                                                             | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            |                   | 液晶画面は正常に表示されていますか                                                                              |                             |                             |
|                            |                   | ※日時・時刻は正しく表示されていますか                                                                            | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            |                   | ※外気温は表示されていますか                                                                                 | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            |                   | ※入力電圧が表示されていますか                                                                                | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            | 漏電ブレーカの動作確認をして下さい | <input type="checkbox"/> 良好                                                                    | <input type="checkbox"/> 異常 |                             |
| 専用工具類                      | 工具                | 確認内容                                                                                           | 確認結果                        |                             |
|                            | クランプ              | 各部に破損や汚れはありませんか                                                                                | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            |                   | 各部(可動部、締付け部)の作動具合は良好ですか                                                                        | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            | スクレーパ             | 各部に破損や汚れはありませんか                                                                                | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            |                   | 各部(可動部、締付け部)の作動具合は良好ですか<br>切削具合は良好ですか(刃部の調整または刃の交換の要否確認)                                       | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            | カッター              | 刃の破損や曲がりはありませんか                                                                                | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            |                   | 切断具合は良好ですか(刃の交換の要否確認)                                                                          | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
| 延長コード                      | 破損や汚れはありませんか      | <input type="checkbox"/> 良好                                                                    | <input type="checkbox"/> 異常 |                             |
|                            | 通電チェックをして下さい      | <input type="checkbox"/> 良好                                                                    | <input type="checkbox"/> 異常 |                             |

点検日時          年      月      日      時

点検者名

| EFコントローラ                   | 確認項目              | 確認内容                                                                                           | 確認結果                        |                             |
|----------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
|                            | 外観確認              | コントローラ本体に破損・損傷がないか確認して下さい                                                                      |                             | <input type="checkbox"/> 良好 |
| 電源・出力ケーブルに破損・損傷がないか確認して下さい |                   |                                                                                                | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
| 付属品                        | 付属品は揃っていますか       | マルチアダプター2個1組 <input type="checkbox"/> 4.0mm用 <input type="checkbox"/> 4.7mm用                   |                             |                             |
|                            |                   | <input type="checkbox"/> バーコードリーダー<br><input type="checkbox"/> 電源変換アダプターケーブル (JWEF200N/200N-2) |                             |                             |
| 機能確認                       |                   | 出力コネクタとマルチアダプターの差込具合は良好ですか                                                                     | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            |                   | マルチアダプターに異物が混入していませんか                                                                          | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            |                   | マルチアダプターの電極端子が変形していませんか                                                                        | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            |                   | マルチアダプターの電極端子の保持力は充分ですか                                                                        | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            |                   | 電動ファンは作動していますか                                                                                 | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            |                   | バーコードリーダーは発光していますか                                                                             | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            |                   | 液晶画面は正常に表示されていますか                                                                              |                             |                             |
|                            |                   | ※日時・時刻は正しく表示されていますか                                                                            | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            |                   | ※外気温は表示されていますか                                                                                 | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            |                   | ※入力電圧が表示されていますか                                                                                | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            | 漏電ブレーカの動作確認をして下さい | <input type="checkbox"/> 良好                                                                    | <input type="checkbox"/> 異常 |                             |
| 専用工具類                      | 工具                | 確認内容                                                                                           | 確認結果                        |                             |
|                            | クランプ              | 各部に破損や汚れはありませんか                                                                                | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            |                   | 各部(可動部、締付け部)の作動具合は良好ですか                                                                        | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            | スクレーパ             | 各部に破損や汚れはありませんか                                                                                | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            |                   | 各部(可動部、締付け部)の作動具合は良好ですか<br>切削具合は良好ですか(刃部の調整または刃の交換の要否確認)                                       | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            | カッター              | 刃の破損や曲がりはありませんか                                                                                | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
|                            |                   | 切断具合は良好ですか(刃の交換の要否確認)                                                                          | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 異常 |
| 延長コード                      | 破損や汚れはありませんか      | <input type="checkbox"/> 良好                                                                    | <input type="checkbox"/> 異常 |                             |
|                            | 通電チェックをして下さい      | <input type="checkbox"/> 良好                                                                    | <input type="checkbox"/> 異常 |                             |

# EFソケット 接合チェックシート

| EF 接合チェックシート                             |  |  |  |       |  |            |  |       |  |       |  |
|------------------------------------------|--|--|--|-------|--|------------|--|-------|--|-------|--|
| 工事名：                                     |  |  |  |       |  |            |  |       |  |       |  |
| 呼び径                      mm              |  |  |  | 施工ヶ所： |  |            |  |       |  |       |  |
| 発電機の仕様：                                  |  |  |  |       |  | コントローラの仕様： |  |       |  |       |  |
| 正常作動確認：                                  |  |  |  |       |  | 正常作動確認：    |  |       |  |       |  |
| <div style="text-align: center;"> </div> |  |  |  |       |  |            |  |       |  |       |  |
| 継 手 No.                                  |  |  |  |       |  |            |  |       |  |       |  |
| 略 図                                      |  |  |  |       |  |            |  |       |  |       |  |
| 天候                                       |  |  |  |       |  |            |  |       |  |       |  |
| 陸継ぎの有無                                   |  |  |  |       |  |            |  |       |  |       |  |
| 曲げ施工の有無                                  |  |  |  |       |  |            |  |       |  |       |  |
| 湧水の有無                                    |  |  |  |       |  |            |  |       |  |       |  |
| 管の点検・清掃                                  |  |  |  |       |  |            |  |       |  |       |  |
| スクレープ                                    |  |  |  |       |  |            |  |       |  |       |  |
| エタノール(70%)清掃                             |  |  |  |       |  |            |  |       |  |       |  |
| 標線の確認                                    |  |  |  |       |  |            |  |       |  |       |  |
| 通電終了時刻                                   |  |  |  |       |  |            |  |       |  |       |  |
| インジケータの確認                                |  |  |  |       |  |            |  |       |  |       |  |
| クランプ取り外し時刻                               |  |  |  |       |  |            |  |       |  |       |  |
| 埋戻し開始時刻                                  |  |  |  |       |  |            |  |       |  |       |  |
| 接合総合判定                                   |  |  |  |       |  |            |  |       |  |       |  |
| 備考：                                      |  |  |  |       |  |            |  |       |  |       |  |
| 施工年月日                                    |  |  |  | 施工会社名 |  |            |  | 配管工氏名 |  | 責任者氏名 |  |
| 平成    年    月    日                        |  |  |  |       |  |            |  |       |  |       |  |

